

- ・ [ホーム](#)
- ・ [窓口一覧](#)
- ・ [よくあるご質問](#)
- ・ [サイトマップ](#)

文字サイズの変更

小
中
大

検索

(hidden)

(hidden)

(hidden)

(hidden)

(hidden)

(hidden)

ご覧の施策内容について多くの皆さまのご意見をお待ちしております。

- ・ [報道発表資料](#)
- ・ 2011年3月

意見を送信する

報道関係者各位

福島県(飯舘村含む)における水道中の放射性物質に関する情報について(第2報)

平成21年3月21日

健康局水道課

水道水質管理室 橋口、森谷、古林
(直通番号) 03(3595)2368

福島県(飯舘村含む)における水道水の放射性物質に関する情報を入手しましたので、お知らせいたします。

3月21日、福島県の原子力センター福島支所によって測定された福島県飯舘村の飯舘簡易水道(別添1)、川俣町を含む県内7箇所(別添2)における水道水中の放射線物質に関する情報を入手しましたのでお知らせいたします。

飯舘簡易水道においては、放射性ヨウ素が965Bq(ベクレル)/kg(3月20日12時半時点)から492Bq/kg(3月21日8時半時点)に下がっております。

また、川俣町を含む7箇所については、3月19日に公表した測定結果に一部追加したものであり、3月17日の川俣町(公表済み)を除き、全て「飲食物摂取制限に関する指標値」(参考1)を下回っております。

なお、この指標値を超える水道水を一時的に飲用しても健康影響が生じる可能性は極めて低く、代替飲用水が確保できない場合には飲用しても差し支えありません。また、手洗い、入浴等の生活用水としての利用は可能です。

今後とも、福島県に対して適切な対応を要請する(参考2)とともに、福島県の水道水に関する測定データを入力し、それに基づき適切に対処してまいります。

(参考1)原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標値

放射性ヨウ素(飲料水)300 Bq(ベクレル)/kg

(注)「飲食物摂取制限に関する指標」の考え方

原子力安全委員会により、ICRP(国際放射線防護委員会)が勧告した放射線防護の基準(放射線ヨウ素は実効線量50ミリシーベルト/年)を基に、我が国の食品の摂取量等を考慮して食品のカテゴリー毎(飲料水、食品等)に定められている。

(参考2)「福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う水道の対応について」(平成23年3月19日付け健水発0319第1号)

○原発事故に伴い、水道水中の放射線測定値が「飲食物摂取制限に関する指標」を超過した場合の水道の対応について、

- 1) 指標を超えるものは飲用を控えること
- 2) 生活用水としての利用には問題がないこと

3) 代替となる飲用水がない場合には、飲用しても差し支えないこと
等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者に対して通知。

- [別添1 \(PDF:39.8KB\)](#)
- [別添2 \(PDF:53.7KB\)](#)

PDF ファイルを見るためには、Adobe Reader というソフトが必要です。

Adobe Reader は無料で配布されています。(次のアイコンをクリックしてください。) [Get Adobe Reader](#)

 [トップへ](#)

-
- [厚生労働省ホームページ](#)>
 - [報道発表資料](#)>
 - [2011年3月](#)